

**建築基準法第55条第4項第二号に基づく許可に係る
神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱い**

(趣旨)

- 1 この取扱いは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第55条第4項第二号に基づく許可に際し、形式的審査のみによって、その用途によってやむを得ないと認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）が包括的に当該許可に必要な同意をしているものと扱う対象を定めることにより、審査会の同意手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 法第3条第2項の規定により法第55条第1項の規定の適用を受けない建築物又は法第55条第4項第二号に基づく許可を受けた建築物を増築する場合であって、次に掲げる全ての要件に適合する建築物については、法第55条第4項第二号に基づく許可に際して、あらかじめ審査会の同意があるものと取り扱う。
 - (1) 許可を受けようとする建築物（以下「申請建築物」という。）の用途が、学校であること。
 - (2) 申請建築物又はその部分の高さが、法第55条第1項に適合していること。

(審査会への報告)

- 3 特定行政庁は、2の規定により法第55条第4項第二号に基づく許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

- 平成21年10月15日から施行する。
令和6年7月1日から施行する。